

高齢者の資産管理について

—金融教育の視点から—

伊藤 宏一

千葉商科大学人間社会学部教授

はじめに

高齢社会において高齢者が良い暮らし (Well-being) をしていくために、一定の金融能力(金融ケイパビリティ¹⁾)は欠かせない。例えば近年では、高齢になって住宅を住み替える場合、現在の住宅について賃貸や売却・リバースモーゲージなどの選択肢があるが、これについては一定の金融知識と金融に関する判断力があり、また必要に応じて専門家の助言がなければ判断しがたい。また相続税の基礎控除引き下げの中で、将来の相続について相続税や贈与税の知識が欠かせなくなっている。しかし我が国ではずっと、学校教育に金融教育が取り入れられず、年金・保険・相続・資産運用・不動産・資産管理などについて系統的な教育を受けてこなかったのが高齢者の現状である。これに加えて高齢社会の進展の中、高齢者が認知能力の低下や認知症の問題に直面し、金融トラブルの被害者も

多い²。こうした中で、高齢者が自ら一定の金融能力を磨くと同時に専門家に相談することができる体制の構築も求められている。こうした問題について、本稿では金融教育の視点から検討してみたい³。

金融教育のイノベーション —適切な金融行動の重視

2008年リーマン・ショック以降、OECDを始めとする国際社会では金融機関への規制強化、消費者保護と並んで、消費者に対する金融教育の推進が重要な政策課題として掲げられた。それはそれ以前のように金融知識習得を中心とするのではなく、「適切な金融行動」を重視する方向に金融教育のイノベーションを行うことを明確にした。我が国で、これを明確に示したのが、「金融経済教育研究会報告書」(金融庁金融研究所2013年)である。そこでは「知識の習得に加え、健全な家計管理・生活設計の習慣化、金融商品の適切な利用選択に必要な着眼等の習得、必要な場合のアドバイスの活用など行動面を重視。」とし、①健全な家計管理、②生活設計の習慣化、③金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、④外部の知見の適切な活用、の4つを「金融リテラシーの4分野」と規定した。このうち③については、保険やローン・クレジット、資産形成などと同時に「金融取引の基本としての素養」という項目で、契約にかかる基本的な姿勢の習慣化という消費者教育で扱われてるテーマを取りあげ、金融に関する契約につ

いとう こういち

法政大学大学院人文科学研究科博士課程満了。文学修士・経済学修士。専攻はパーソナルファイナンス、ソーシャルファイナンス、シェアリング・エコノミー。千葉商科大学人間社会学部教授・NPO法人日本FP協会専務理事・日本FP学会理事・金融経済教育推進会議委員。著書に『実学としてのパーソナルファイナンス』(編著 中央経済社2013)、「金融ケイパビリティの地平」(『ファイナンシャルプランニング研究』NO.12 日本FP学会2012)、「シェアリング・エコノミーと家計管理」(生活経済学会第31回研究大会会長賞受賞2015)など。

いて、金融リテラシーに含めている。

またこの金融リテラシー実践のために設立された金融経済教育推進会議が、その後一年かけて金融リテラシーの項目別・年齢層別の体系的スタンダードとして具体化したものが「金融リテラシーマップ」(2014年、その後2015年に修正版)である。後者は、児童・生徒・学生等と社会人、すなわち学校教育と社会教育にわたって、金融教育の基準を示している。社会人については、「若手社会人」「一般社会人」「高齢者」の3つの年齢層に分けた。またこれを補充する形で、「社会人向け金融経済教育の考え方」(2016年1月)が発表されている。

私は、新しい金融リテラシー概念が適切な金融行動を重視し、家計管理と生活設計を基本とし、さらに必要な場合のアドバイスも金融リテラシーに取り入れたことは、国内的には画期的であると評価するが、それでも単独で、マネーの個人的な使用と管理及び個人の金融的な意思決定にフォーカスしている点で限界があり、個人が適切な金融行動のための意思決定を行うことを支える社会の制度的支援なども含んだ、個人の金融的意思決定とより広い社会や環境との相互作用を考慮する広い視野を含み、英米などで使用されている金融ケイパビリティ概念を使用することがより適切であると考えている⁴。

また金融リテラシーマップでは、高齢者の金融リテラシーについて、「収支管理を行うことが困難になった場合に備え、家族や公的な助力を得るなど、対策を検討し、準備・実行することができる」あるいは「判断力や理解力が衰えた場合の資産の管理・運用に関し、準備を行っている」という記述をしているが、実際に判断力が衰えている場合に具体的にどのようにするかは明示されておらず、不十分と言わざるをえない。この点は「社会人向け金融経済教育の考え方」においても補われていない。

高齢者に対する金融教育の問題

金融教育というと、主に青少年に対する学校教育段階でのものと考えられがちだが、社会人や高齢者に対する社会教育も、学校教育と並ぶ重要な

分野である。特に高齢者に関しては、65歳以上の高齢者人口は、2014年10月1日現在、3300万人で人口の26%に及んでおり⁵、今後も増えていくのだから、高齢者に対する金融教育の重要性は増大しているということができよう。

高齢者に対する金融教育を考えると、学校のような教育施設がなく、個人的事情や金融知識の差も大きい。一方では不動産や資産運用・相続等に対して経験が豊富で精通している人がいると同時に、多くの人々は金融リテラシー水準が低い状況にある。この分野でこそ、適切な金融行動を行うためには、金融リテラシー概念に含まれる金融知識の教育や相談へのアクセス、それらを可能にする地域における教育する場の確保や個別事情に即した相談体制の確立といった金融ケイパビリティ視点が求められている。

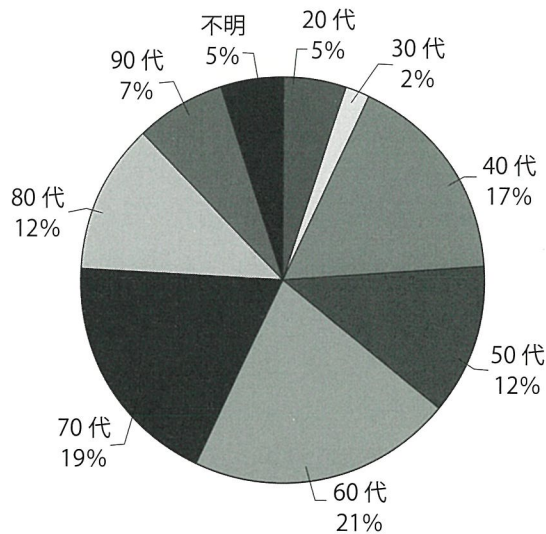
さて、その際に以下の点を考慮する必要がある。

第一に、高齢者個人の金融能力の差は大きいので、それぞれの金融ケイパビリティのレベルを判断し、その段階に即した教育・相談を行うことである。イギリスでは「成人金融ケイパビリティ・フレームワーク」⁶があり、成人の金融ケイパビリティは年齢と関わりなく、基本レベル・発展レベル・拡張レベルの3つのレベルがあるとし、対象となる成人がどのレベルにあるかを判定してから、それに見合った適切な金融教育を行うようにしている。例えば、アパート経営を行っていた夫が亡くなり、不動産には全く無知の妻が相続やアパート経営に直面した場合、系統的な金融教育を学ぶ余裕はなく、すぐに中立的な専門家に相談することが求められる。

第二に、高齢者の間でも資産格差が進行している。「家計の金融行動に関する調査2015」(金融広報中央委員会)によれば、金融資産非保有世帯は、70歳以上の二人以上世帯で28.6%、単身世帯で34.9%に及び、上昇している。他方では富裕層も存在するので、金融教育の重要テーマは、一方で家計管理や社会福祉・生活保護制度の活用などであり、他方では相続贈与設計や資産管理となる。

第三に、高齢期には、それ以前の時期と比べてより高度な金融知識・スキルが必要である。例えば、

図表1 相談者(年代別)



年金収入をベースとする老後生活設計を立案実行すると同時に、子供や孫を意識し贈与や相続を考える必要がある。また住宅や金融資産、そして住宅ローンなどを含めた資産と負債の時価評価・相続税評価や管理、医療費支出と高額療養費の請求や民間保険会社の医療保険の給付手続きや所得税の確定申告による医療費控除、そして株式や債券・投資信託などによる資産運用の問題など、極めて水準の高い金融知識とスキルが求められると言える。そうすると、当然のことながら中立的な専門家のサポートが欠かせなくなる。

第四に、心理的(行動ファイナンス的)視点の考慮である。一高齢者の消費者被害の理由は、心理的に騙され、詐欺に会いやすい問題を含んでいる。また資産運用などで自信過剰といった心理的バイアスがあつて運用に失敗することもある。そうした意味で、こうした金融に関する心理的バイアスに陥らないようにする自覚やサポートが必要になる。

第五に、軽度認知症及び認知症等に対応したアドバイスとサポートの必要性である。この点では家族信託などの信託の仕組みの活用や任意後見制度や成年後見制度の活用が求められる。

最後に、個別的には、夫に先立たれた妻の相続・不動産・保険問題や、シングル高齢者の終末期サポート—尊厳死・保険金手続き・葬儀といった問題が存在する。例えば夫死亡後、妻が認知症で保険請求しない不支給案件があるが、こうした場合は、

図表2 相談内容別(複数選択)

相談内容	件数	比率
相続・贈与	14	22.2%
老後生活・年金	10	15.9%
生活設計全般	9	14.3%
保険の加入・見直し	8	12.7%
介護施設資金	8	12.7%
不動産運用	5	7.9%
金融資産運用	4	6.3%
住宅購入・ローン	2	3.2%
その他	3	4.8%
合計	63	100%

生命保険信託で準備しておくという方法が考えられる。

我が国における高齢者に対する金融ケイパビリティのサポートとケーススタディ

さて高齢者の金融教育に関する事例を紹介したい。私も参加した金融庁の官民ラウンドテーブルの作業部会「高齢化社会と金融サービス」での報告書(2013年5月公表)に基づき、主に高齢者を対象とした患者とその家族の金融関連の相談をNPO法人日本FP協会に所属する中立的な立場のアドバイザーであるFP(主にCFP®認定者)を「金融コンシェルジュ」⁷として病院、老人ホーム等に派遣し、患者の相談を無料で受ける「金融コンシェルジュ」制度がパイロット実施されている。2014年度については、大阪府の日生病院、京都市の堀川病院、神奈川県介護付き有料老人ホーム・ヒルデモアたまプラザなどで実施した。相談者の年齢は図表1の通りで、60代から90代で59%となっている。また相談内容は図表2の通りで、相続・贈与22.2%、老後生活・年金15.9%、生活設計全般14.3%、保険の加入・見直し12.7%、介護施設資金12.7%、不動産運用7.9%、金融資産運用6.3%、住宅購入・ローン3.2%といった割合となっている。特に60代以上では、遺産分割等、相続の準備を等したらいいのか、自分の老後生活と介護施設に入所する場合の資金準備方法などに不安

を抱えており、相談ニーズが高いことが明らかとなっている。

病院や介護施設は高齢者が多い場所であり、治療・健康回復・介護などの問題を抱えており、こうした場所で中立的な相談を行うことは極めて重要であり、先進的な事例ということができよう。

なお日本FP協会では2015年度、国土交通省の「中古住宅市場活性化のための相談事業」を受託し、2015年10月から、東京と大阪で定年退職を迎えた団塊の世代を中心とした高齢者の住宅相談を推進しているが、これも高齢者に対する資産管理のための金融教育の一環ということができよう。

終わりに

高齢者に対する金融教育は、一方で重要なテーマについてのセミナーをしつつ、個人の事情を考慮した相談を軸に展開することが肝要である。以下、幾つかの点について指摘したい。

第一に、一方で対処療法的な注意喚起やセミナー・トラブル相談をしつつも、他方で高齢者の金融ケイパビリティを数段階に分け、それに応じたテキスト・集合教育・予防的中立的相談体制の確立を検討することが必要である。

第二に、高齢者の金融教育では、高齢者自身の老後生活設計と、子供や孫も含めた世代間生活設計を出発点とし、帰着点とすることが求められている。この点はこれからの取り組みが必要だろう。

第三に、高齢者では資産形成ではなく、資産管理に重点がある。不動産や金融資産なども含めた総合的な資産管理を信託・相続・贈与などの視点で行っていくことが必要である。

第四に、身体的・精神的自立度の衰え、資産内容の高度化など、中立的な専門家による個別的相談の役割は極めて大きい。

相続や資産管理については、成年後見制度を利用して任意後見人や成年後見人にサポートしてもらう必要があるが、その場合、後見人自体が財産管理に知識や経験が乏しい場合が多く、金融的な面はファイナンシャル・プランナーと、法的な面は司法書士や弁護士と共に、適切なサポートを行うこと

が必要になっている。

最後に、各地の消費生活センターを高齢者のための金融教育の拠点とし、集合教育と予防的・中立的相談体制を整備していくことが効果的だと考える。NPO法人による独自の取り組みも重要だが、全国的に見れば、全国各地にある消費生活センターが、トラブルの起こった事後の相談だけではなく、トラブルを起ささない予防的相談を地域の中立的なFPや弁護士・税理士・司法書士などの専門家のネットワークによって行っていく体制を整えることが大切だと考える。全国のどこの地域でも、消費生活センターが、高齢者の金融に関する、相談も含めた相談センターとしての機能を果たすことが求められている。このことを消費者庁と金融庁の連携で確立することが、我が国国民の金融ケイパビリティの発揮にとって求められているのではないかと考える。■

《注》

- 1 自らの生活設計に基づいて家計管理し、金融経済事情を理解して、必要な場合に専門家にアクセスし、金融商品の選択も含めて、自らとその家族や社会に適した金融に関する意思決定ができること。
- 2 消費者庁(2016)『平成27年度版消費生活白書』では、高齢者の消費生活相談で、詐欺的な手口に関する相談が増加傾向にあり、2009年度の1.4万件から2014年度は4.4万件に増加しているとし、相談する時点で、事業者に既に支払ってしまった相談は減少傾向で2014年度は8.2%と1割に満たないものの、支払った相談1件当たりの平均金額は、400～500万円台と高額であり、深刻である、としている。
- 3 本稿は、生活経済学会関東部会(2015年11月28日)で行われたパネルディスカッション「高齢者への金融経済教育」における報告「高齢者のための金融教育とFPによる中立的アドバイスの役割」に基づいている。
- 4 この点については拙稿「リテラシーとケイパビリティー金融教育のケース」(『スポーツリテラシー』早稲田大学スポーツナレッジ研究会編2015)を参照のこと。
- 5 『平成27年版高齢社会白書』(内閣府2015年6月12日)
- 6 The Financial Services Authority and The Basic Skills Agency(2004), ADULT FINANCIAL CAPABILITY FRAMEWORK, UK.
- 7 金融コンシェルジュについては、日本FP協会の以下を参照のこと。https://www.jafp.or.jp/about_jafp/info/concierge/